

(平成26年6月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

四国（高知）国民年金 事案 535

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 46 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 47 年 3 月まで

年金記録照会をした際に申立期間が未納である旨の回答であったが、納付可能な時期については必ず納付しているはずである。申立期間については、特例納付により納付するための国民年金保険料が 7,200 円であったため、父親に念のため余分に 1 万円を手渡し、納付に行ってもらいお釣りをもらった。その際、父親に、「今後は、未納にならないように納めなさい。」と叱られたことを記憶しているので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同払出簿により、昭和 49 年 8 月以降に払い出されており、国民年金受付処理簿によると、申立人に係る国民年金被保険者の資格取得の報告を 50 年 4 月 21 日に社会保険事務所（当時）が受け付けたことが確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたと推認できるところ、A 町の国民年金被保険者カード及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付したことが確認できる上、申立期間以外に未納期間は無いことから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される時期は、第 2 回特例納付期間中であり、A 町では、昭和 48 年及び 50 年の広報誌において、特例納付の周知を行っていることが確認できることから、当時、申立人が特例納付を意識していた可能性は高いと考えられる。

さらに、申立人が納付したと記憶する国民年金保険料額は、申立期間を特例納付した場合の保険料額と一致しており、申立内容に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

四国（高知）厚生年金 事案 1212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月28日から同年3月1日まで
A社からC社（現在は、B社）に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社からC社に異動したとする二人の同僚が、いずれも、「異動は、昭和46年3月1日付けだった。」と供述していることから判断すると、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日をA社における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2

月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（徳島）厚生年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成22年6月から同年8月までを22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年4月1日から23年5月21日まで

A社に勤務していた期間に係る標準報酬月額が実際の給与額よりも低額となっているので、実際の給与額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成22年6月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支給明細書及び事業主から提出された給与明細一覧により確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「オンライン記録どおりの届出及び保険料納付を行った。」と回答していることから、給与支給明細書等により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額22万円を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知

を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 21 年 4 月から 22 年 5 月までの期間及び同年 9 月から 23 年 4 月までの期間については、申立人から提出された給料支給明細書及び事業所から提出された給与明細一覧により、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額が支給されている月が散見されるものの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できる。

また、申立事業所から提出された給与明細一覧によると、平成 21 年 4 月から 22 年 5 月までの期間の厚生年金基金掛金が重複して控除されていることが確認できるところ、申立事業所から提出された資料及び複数の同僚の供述により、同年 6 月に返金されていることが推認できる。

このほか、申立期間のうち、平成 21 年 4 月から 22 年 5 月までの期間及び同年 9 月から 23 年 4 月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（高知）国民年金 事案 533

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から60年3月まで

私は、昭和58年12月に会社を辞め、その翌日かそれに近い日に、A市役所で国民年金の加入手続を行った。正確な納付時期や納付金額は覚えていないが、近所の郵便局で、納付書により国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、国民年金被保険者台帳、A市の国民年金被保険者カード及び申立期間後の住所地であるB郡C町（現在は、B郡D町）の国民年金被保険者名簿によると、申立期間において、申立人が国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できない上、申立人が現在所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、申立期間前の国民年金加入期間の資格得喪日及び申立期間後の同資格取得日の記載は確認できるものの、申立期間の資格取得に係る記載は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に対して、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、「近所の郵便局で納付した。」と主張しているものの、保険料の納付時期や納付金額に関する記憶が定かではないことから、納付状況が不明である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（高知）国民年金 事案 534

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から49年3月まで

私は、申立期間当時、夫と共にA市B町の自宅兼店舗で自営業を営んでいたが、夫の国民年金保険料の集金に来ていた同町内に住む集金人の勧めで国民年金に加入した。以後、当該集金人に夫婦二人分の保険料を毎月納付していたが、私だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫と共にA市B町に住む集金人に納付していたと主張しているところ、A市から提出された「昭和51年度国民年金委員名簿」から、当該集金人は昭和40年4月1日から申立人の住所地を担当する国民年金委員に委託されていることが確認できるものの、当該集金人は既に死亡しているため、申立人が申立期間において保険料を納付したことをうかがわせる具体的な供述を得ることができず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことを証言する者も見当たらないことから、納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年9月頃に払い出されたものと推認されることから、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付等により納付する必要があるが、A市では、「当市では集金人が過年度保険料等を収納することはなかった。」と回答している上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1211（徳島厚生年金事案 413 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 23 日から同年 11 月 18 日まで
② 昭和 41 年 12 月 30 日から 42 年 3 月 2 日まで
③ 昭和 42 年 9 月 5 日から同年 9 月 7 日まで
④ 昭和 59 年 8 月 1 日から 60 年 3 月 1 日まで
⑤ 昭和 60 年 3 月 1 日から 61 年 9 月 2 日まで
⑥ 昭和 62 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
⑦ 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、前回は、A社又はB社のどちらかにおいて勤務していたとして申立てを行い認められなかった。A社の厚生年金保険被保険者記録は昭和 41 年 1 月に資格喪失しているが、申立期間②及び③を含み継続して勤務していたことを思い出した。B社及びC社は、申立期間③後に勤務したはずなので、社会保険事務所（当時）が誤って記録している。

申立期間④について、D社に勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間⑤について、前回は、E社に勤務していたとして申立てを行い認められなかったが、申立期間⑤及び⑥については、F社に継続して勤務していたことを思い出した。E社に勤務していたのは、G社を退職後、2、3か月後に勤務したはずなので、社会保険事務所が誤って記録している。

申立期間⑦について、前回は、H社に昭和 63 年 1 月頃から勤務していたとして申立てを行い認められなかったが、同社には、62 年 4 月から継続して勤務していたことを思い出した。

調査の上、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る前回の申立てについて、申立人は、A社又はB社で勤務していたと主張しているものの、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち回答が得られた4人全員が申立人を記憶していない上、申立人は同事業所における同僚の氏名を記憶していないことから、申立人が昭和41年1月23日以降も引き続いて同事業所に勤務していたことが確認できないこと、ii) A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間当時の申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することはできないこと、iii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該期間に申立人の氏名は無い上、申立人は、昭和41年1月28日付けで健康保険被保険者証を返納した旨の記載が確認できること、iv) B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる7人から回答が得られたものの、申立人を記憶している者はいない上、申立人は同事業所における同僚の氏名を記憶していないことから、申立人が昭和41年11月18日より以前の期間において同事業所に勤務していたことが確認できないこと、v) B社の取締役等に照会したところ、「B社は既に廃業しており、当時の資料等は廃棄済みであることから詳細は分からない。」と供述しており、当該期間当時の申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することはできないことなどから、既に年金記録確認I地方第三者委員会（当時。以下「I委員会」という。）の決定に基づく平成22年6月11日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①、②及び③を含み、継続してA社に勤務していたと主張しているところ、申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者記録は、昭和41年1月23日離職となっており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日となっている。

また、申立人は、申立期間①と②の間の期間及び申立期間②と③の間の期間における厚生年金保険被保険者記録について、社会保険事務所が誤って記録していると主張しているところ、当該期間における申立人の雇用保険の被保険者記録は、B社において昭和41年11月18日資格取得、同年12月29日離職及びJ社（当時は、C社）において42年3月2日資格取得、同年9月4日離職となっており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者記録と符合していることから、社会保険事務所の記録管理に不備があったとは考え難い。

さらに、A社は、「当時の代表取締役は既に死亡している上、全ての資料を破棄しており、当時のことは分からない。」旨回答しており、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間①、②及び③に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名等は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無く、同被保険者原票に不自然な点も見当たらない。

- 2 申立期間④について、申立人は、新たにD社に勤務していたと申し立てているところ、同社から提出された申立人に係る社員名簿の写しから判断すると、申立期間④後の昭和62年6月3日から同年9月7日までの期間について同社において勤務していたことが推認できるものの、申立期間④における勤務実態について確認できない上、同社は、「当時の担当者は死亡しており、社員名簿以外の資料は無い。申立人は、社員名簿に記載された期間は勤めていたと思うが、それ以上のことは分からない。」旨回答しており、申立人の同社における申立期間④当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できる資料及び供述が得られない。

また、申立期間④及びD社から提出された社員名簿により申立人が同社に勤務していたことが推認できる期間（以下「推認できる勤務期間」という。）において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚等15人に照会を行ったところ8人から回答が得られたが、申立人を記憶する者はおらず、申立人の申立期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除並びに推認できる勤務期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立期間④及び推認できる勤務期間に係るD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名等は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無く、同被保険者原票に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間⑤に係る前回の申立てについて、申立人は、E社に勤務していたと主張しているものの、i) E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、申立人を記憶する同僚の一人は、昭和61年4月に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚は「当時、2か月から3か月間の試用期間があった。具体的な時期は不明であるが、申立人は私より後から入社したと思う。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも60年3月から61年2月までの期間について、勤務していたことが確認できない上、前述の被保険者原票及びオンライン記録から、申立期間当時厚生年金保険の被保険者記録が確認できる別の同僚らは申立人を記憶していないことから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できないこと、ii) 申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、当該期間当時の事業主に文書照会したものの、回答は得られず、当該期間当時の申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認することはできないこと、iii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したとこ

る、当該期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無いことなどから、既に I 委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 11 日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間⑤及び⑥について、継続して F 社に勤務していたと主張しているところ、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、登記簿謄本によれば解散している上、申立期間⑤及び⑥当時の役員は、「当時の資料は保管していないため、不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間⑤及び⑥における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間⑤と⑥の間の期間における厚生年金保険被保険者記録について、社会保険事務所が誤って記録していると主張しているところ、当該期間における申立人の雇用保険の被保険者記録は、K 社（当時は、E 社）において昭和 61 年 9 月 2 日資格取得、同年 12 月 31 日離職となっており、オンライン記録における厚生年金保険被保険者記録と符合していることから、社会保険事務所の記録管理に不備があったとは考え難い。

さらに、申立期間⑤及び⑥において、F 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚 21 人に照会を行ったところ 11 人から回答が得られたが、申立人を具体的に記憶する者はおらず、申立人の申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られない。

加えて、前述の同僚のうち一人は、「給与明細書を確認したところ、入社から 10 か月は厚生年金保険料を控除されていない。」旨供述している上、申立期間⑤及び⑥当時の F 社の事務担当者は、「本人の都合によって、厚生年金保険に入ったり入らなかったりしていた。」旨供述していることから、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立期間⑤及び⑥に係る F 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名等は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無く、同被保険者原票に不自然な点も見当たらない。

- 4 申立期間⑦のうち、前回の申立てに係る昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間について、申立人の H 社に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、当該期間のうち、少なくとも同年 2 月 29 日以降、申立人が同社で勤務していたことは推認できるものの、i) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、所在の確認できた被保険者 16 人に照会し、4 人から回答が得られたところ、うち二人は「H 社に入社してから数か月間は厚生年金保険に加入していなかった。」としており、そのうちの一人は「当該期間当時、申立事業所において雇用された者は全員試用期間があったと思う。」と供述している上、申立事業所の現在の事務担当者は、「当該期間当時の資料は保管しておらず、当時の事務担当者も退職していることから詳細は分からないが、当時は、雇用した者について試用期間を設けていたようだ。」と

供述しているところ、前述の同僚らについて、前述の被保険者原票及びオンライン記録から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期とそれぞれが供述する勤務開始時期が異なることなどから判断すると、当該期間当時、事業主は、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえること、ii) 前述の回答が得られた4人のうち、残りの二人からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られないこと、iii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したところ、当該期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無いことなどから、既にI委員会の決定に基づく平成22年6月11日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間⑦について、H社に昭和62年4月から勤務していたとして、申立期間の始期を変更しているものの、申立期間④における申立事業所であるD社から提出された申立人に係る社員名簿の写しから判断すると、申立期間⑦のうち、同年6月3日から同年9月7日までの期間について同社において勤務していたことが推認できることから、当該期間はH社において勤務していなかったものと考えられる。

また、申立人のH社における雇用保険の被保険者記録と同一の同被保険者番号で、昭和62年4月1日資格取得、同年5月31日離職の記録が確認できるが、当該記録は同社以外の事業所での記録であることから、当該期間も同社において勤務していなかったものと考えられる。

さらに、申立期間⑦に係るH社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人の氏名等は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無く、同被保険者原票等に不自然な点も見当たらない。

- 5 そのほかにI委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1213

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間にA社B営業所に勤務しており、給与から厚生年金保険料及び健康保険料も控除されていたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された平成7年9月度社員入社一覧及び同年10月度社員退職者一覧から、申立人は、申立期間のうち同年9月16日から同年10月28日までの期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、「当社保管の資料によると、申立人は平成7年9月16日から同年10月28日までの期間、B営業所においてC職として勤務していたが、社会保険には加入させていない。当社では、C職社員の試用期間中は、社会保険に加入させなかった時期があり、申立人の勤務期間からすると、試用期間中に退職したと思われる。」と回答しているところ、申立人と同じA社B営業所のC職として勤務し、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できた同僚10人全員の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、雇用保険の被保険者資格取得日から2か月を超えた月の1日とされている。

また、複数の同僚が、「記憶している自身の入社時期と厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期は相違している。」、「A社における勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は相違している。」旨供述している上、当該同僚のうちの二人は、「A社では、入社後3か月程度の試用期間中は、厚生年金保険には加入していなかった。」としており、そのうち一人は、「試用期間中は、厚生年金保険料等の控除はなかったと記憶している。」旨供述している。

さらに、申立人は、申立期間において、D市の国民健康保険の被保険者となっている上、申立期間を含む平成7年度は、国民年金の保険料免除期間となっている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1215

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 12 月頃から 25 年 9 月頃まで

私は、知人の紹介でA事業所に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に勤務していた複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人は、同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同じ職種で正社員として勤務していたとする同僚二人のうち一人については、申立人と同様に、A事業所において厚生年金保険の被保険者資格が確認できない上、申立期間に同事業所において、厚生年金保険の被保険者となっている同僚が、申立人の入社前まで申立人と同じ職種で従事していたとして名前を挙げた同僚についても、同事業所での厚生年金保険の被保険者資格が確認できないことから判断すると、同事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主及び総務担当者は、死亡及び連絡先不明により、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除に関する関連資料や供述を得ることができない。

さらに、申立期間を含む前後の期間について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録が脱落した痕跡は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。